

仕様書

1. 業務名 安全剪定伐採業務 1
2. 業務場所 豊橋市明海町地内 明海公園ほか
3. 業務内容
 - ・別紙業務設計書（数量調書、特記仕様書、図面含む）のとおり
 - ・各業務の業務場所や数量は、発注者の指示に従うこと。
4. 業務期間 令和5年10月31日限り
5. 支払方法等
 - ・業務完了後、一括払いとする。業務完了実績に応じて、業務設計書の概算数量を置き換えて算出の上、発注者の指示した数量による実績払いとする。
 - ・実績報告書に基づき検査し、合格後、適法な請求に基づき、支払うものとする。
 - ・なお、契約額を超える場合は、協議し、変更契約を行うものとする。
6. 建設工事保険 請負業者賠償責任保険に加入すること。
保険契約後は証券の写しを発注者に提出すること。
7. 建設業退職金共済制度
受託者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を発注者に提出すること。
ただし、期間内に収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由を書面により提出すること。

安全剪定伐採業務1 数量調書

公園名	高木伐採							軽剪定				
	60<C	60≦C<120	120≦C<150	150≦C<180	180≦C<210	210≦C<240	240≦C<270	180≦C<210	210≦C<240	240≦C<270	270≦C<300	300≦C<330
明海公園ほか	10	20	6	8	1	2	2	6	5	1	1	1
計	10	20	6	8	1	2	2	6	5	1	1	1

想定処分量 43.0t

想定木材売却量(広葉樹) 23.0t

想定木材売却量(針葉樹) 18.0t

交通誘導員A 4人

安全剪定伐採業務特記仕様書

1 業務内容

- ・市内の公園における生理的原因等による枯木の伐採、また、公園内の民地沿いにある樹木や込み合っ植わっており安全・安心面で支障となっている樹木を剪定及び伐採し、速やかに資源化センターへ運搬・処理する。ただし木材売却を行う場合は市と協議して行うこと。
- ・広葉樹でφ=10～20cm 程度の枝は豊橋市で販売するため、120cm 程度に小割し、指定場所に運搬すること。なお積込箇所等について別途監督員と協議すること。
- ・作業の際には第三者に対する安全対策には十分配慮すること。
- ・作業後の切りくずの清掃は、丁寧に行うこと。
- ・高所作業車の運転及びチェーンソーの作業は、技能講習及び特別教育を受けた者が作業すること。
- ・作業に先立ち、公園内に作業予告看板を設置し、作業の際には業務看板を設置すること。終了した場合はすみやかに取り除くこと。
- ・以上仕様書以外のものは、愛知県工事標準仕様書を添付したものとして遵守しなければならない。
- ・必要に応じて、交通の安全について、関係官公庁と協議し、道路使用許可を取る。また作業にあたっては、市民、通行者及び自動車に危険が及ばないように十分に安全対策を講じるものとし、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

2 提出書類

- ・ 着手届
- ・ 現場代理人及び主任技術者通知書
- ・ 再委託承諾申出書（クレーン）
- ・ 再委託承諾申出書（交通誘導員）
- ・ 業務計画書

- ・請負業者賠償責任保険証券写し
- ・建設業退職金共済制度掛金収納書（発注者用）
- ・業務記録及び写真
- ・実績報告書（完了時）
- ・資源化センター伝票の写し
- ・木材売却伝票の写し
- ・交通誘導員の伝票の写し
- ・完了届

安全剪定伐採業務1位置図

